

第1章 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題

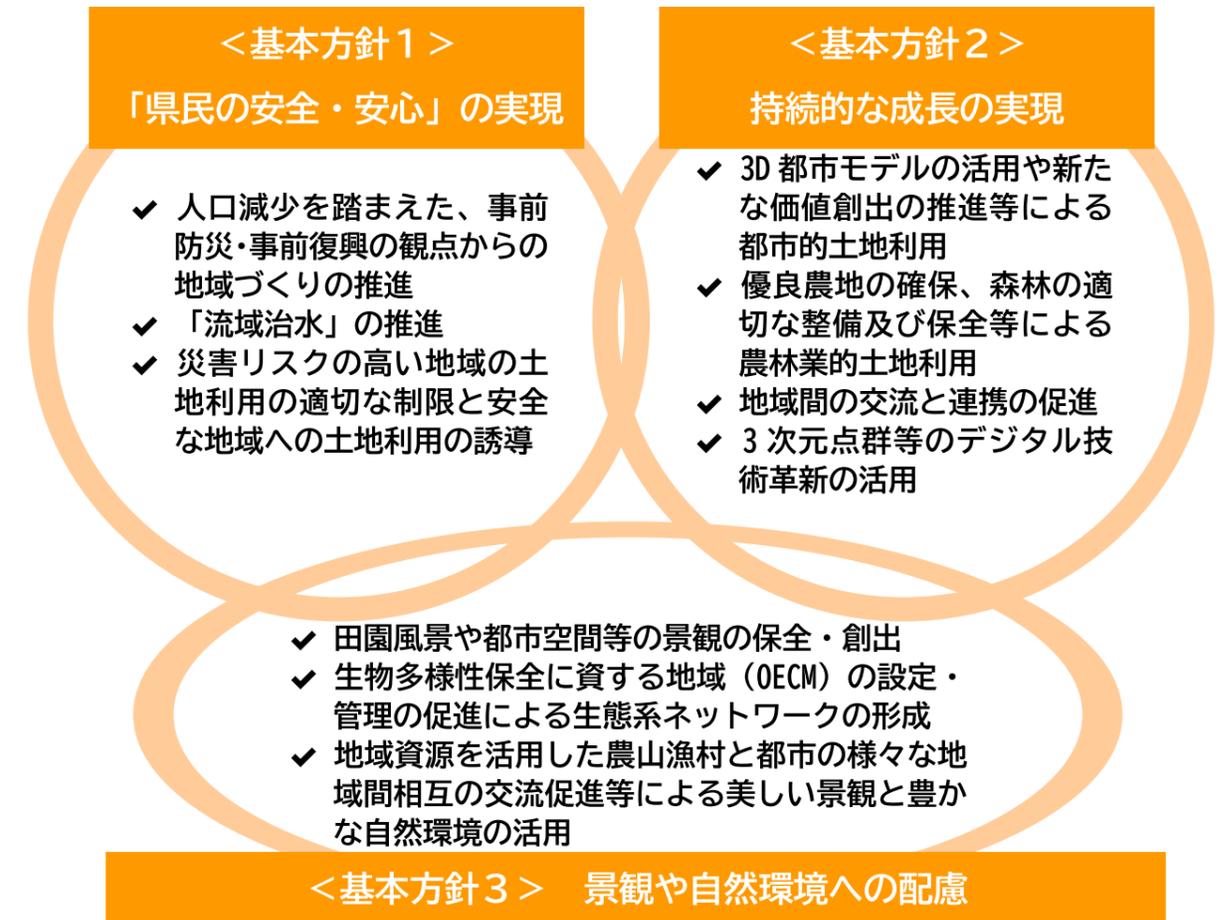
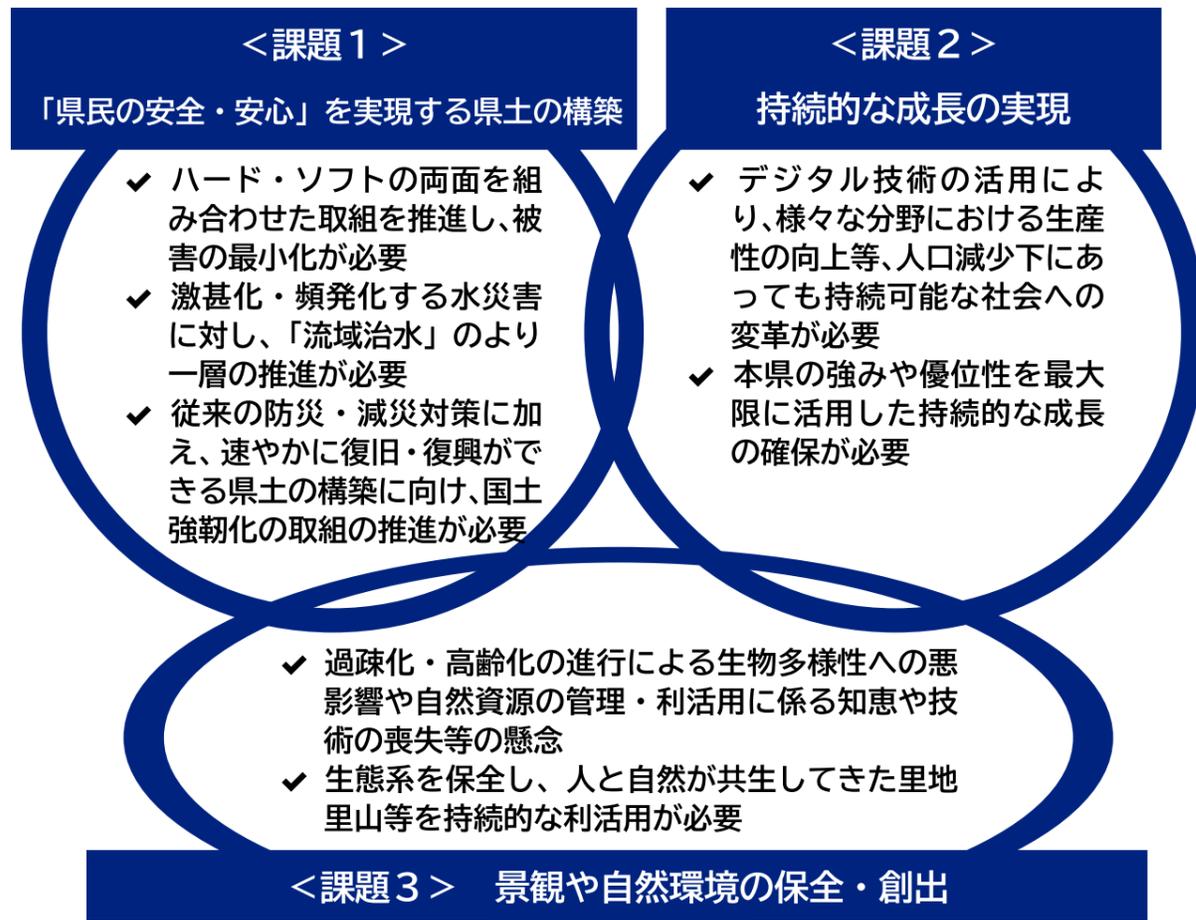
- ◆ 2007年をピークに人口減少局面に突入し、若者を中心に県外へ転出する状況が続いており、地域社会の将来を担う世代の流出による社会減が大きな課題
- ◆ 南海トラフ巨大地震の発生や気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化が懸念
- ◆ 東名・新東名高速道路やリニア中央新幹線、清水港等の港湾や富士山静岡空港等、陸・海・空の交通ネットワークの形成による産業競争力の強化等に寄与
- ◆ デジタル技術の活用により、様々な分野における生産性の向上や、新たなビジネスモデルの創出、行政サービスの利便性向上など、人口減少下における持続可能な社会への変革が必要
- ◆ 温室効果ガスの増加等に伴う地球規模の気候変動により、気温や海水面の上昇、農作物の不作、水産資源の減少、異常気象による台風等の自然災害の増加など、社会全体への深刻な影響が懸念

(2) 県土利用の基本方針

「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け持続可能で自然と共生した県土利用を目指す

<基本方針>

- ・「県民の安全・安心」を実現する県土利用
- ・持続的な成長の実現に向けた県土利用
- ・景観や自然環境に配慮した県土利用



(3) 県土管理の方策

- 総合的な施策の推進と県土の選択的な利用
 - ・自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等、総合的な効果を発揮する施策を推進
- 多様な主体による県土管理の促進
 - ・多様な主体の参画を進め、広く県内外の人々が本県に関心を持ち、管理の一端を担う国民参加による県土管理の推進
- 県境を越えた広域交流圏の構築
 - ・様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進
- デジタル技術等の活用
 - ・県土に関する様々な地理空間情報をデジタル技術等により総合的に活用

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

- ◆ 計画の基準年次は2023年（令和5年）、目標年次は2035年（令和17年）
- ◆ 2035年（令和17年）の人口は約325万人、一般世帯数は約151万世帯と想定

(2) 規模の目標

利用区分	年次	2023年 (令和5年) (km ²)	2035年 (令和17年) (km ²)	構成比		差 (R17-R5) (km ²)	増減率 (R17-R5) (%)
				2023年 (令和5年) (%)	2035年 (令和17年) (%)		
農地		594	566	7.6	7.3	▲ 28	▲ 4.7
森林		4,957	4,933	63.7	63.4	▲ 24	▲ 0.5
原野等		46	46	0.6	0.6	0	0.0
水面・河川・水路		298	297	3.8	3.8	▲ 1	▲ 0.3
道路		359	377	4.6	4.8	18	5.0
宅地		642	625	8.3	8.0	▲ 17	▲ 2.6
住宅地		384	372	4.9	4.8	▲ 12	▲ 3.1
工業用地		74	79	1.0	1.0	5	6.8
その他の宅地		184	174	2.4	2.2	▲ 10	▲ 5.4
その他		881	933	11.3	12.0	52	5.9
合計		7,777	7,777	100.0	100.0	0	0.0

- ・規模の目標は、将来人口等を前提として、県土利用の基本方向を達成するために、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定める
- ・これらの数値は、今後の経済社会の不確定等に鑑み、弾力的に理解されるべき性格のもの

(参考) 国の規模の目標

利用区分	年次	2020年 (令和2年) (万ha)	2033年 (令和15年) (万ha)	構成比		差 (R15-R2) (万ha)	増減率 (R15-R2) (%)
				2020年 (令和2年) (%)	2033年 (令和15年) (%)		
農地		437	414	11.6	11.0	▲ 23	▲ 5.3
森林		2,503	2,510	66.2	66.4	7	0.3
原野等		31	31	0.8	0.8	0	0.0
水面・河川・水路		135	135	3.6	3.6	0	0.0
道路		142	147	3.7	3.9	5	3.5
宅地		197	198	5.2	5.2	1	0.5
住宅地		120	119	3.2	3.1	▲ 1	▲ 0.8
工業用地		16	17	0.4	0.5	1	6.3
その他の宅地		61	61	1.6	1.6	0	0.0
その他		334	344	8.8	9.1	10	3.0
合計		3,780	3,780	100.0	100.0	0	0.0

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

- ◆ 自然的・社会的条件から一体性を有する4つの地域に区分し、地域ごとの特色やポテンシャルを最大限発揮できる地域づくりを推進
- ◆ ただし、地域的な一体性が認められる圏域は、生活圈や経済圏などに応じて重複的に存在するため、必ずしも地域の枠にとらわれず、政策の性質や面的な結びつきを踏まえながら柔軟な対応を図る。

(2) 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (5市5町)	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5市2町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7市1町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位: km²)

利用区分	年次	上段(): 2023年(令和5年) 基準年次 下段: 2035年(令和17年) 目標年次			
		伊豆半島地域	東部地域	中部地域	西部地域
農地		(40)	(118)	(140)	(296)
		38	113	133	282
森林		(928)	(825)	(1,871)	(1,333)
		924	821	1,862	1,327
原野等		(2)	(39)	(1)	(3)
		2	39	1	3
水面・河川・水路		(11)	(25)	(100)	(162)
		11	25	100	161
道路		(40)	(80)	(89)	(151)
		42	84	93	158
宅地		(57)	(174)	(165)	(246)
		56	168	161	240
住宅地		(38)	(96)	(100)	(150)
		37	93	97	145
工業用地		(1)	(27)	(17)	(29)
		2	27	19	31
その他の宅地		(18)	(51)	(48)	(67)
		17	48	45	64
その他		(150)	(191)	(255)	(285)
		155	202	271	305
合計		1,228	1,452	2,621	2,476

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置

● 総合的かつ計画的な県土利用

- ・国土利用計画法及びこれらに関する土地利用関係法の適切な運用等により、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理
- ・従前どおりの土地利用が困難な工場跡地の農業利用や緑地空間等としての活用など、地域の実情に応じた有効利用の促進
- ・県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮した土地利用転換の適正化
- ・被災後の復旧・振興を迅速化する地籍調査など県土に関する調査の推進
- ・沿岸・都市部の再生、内陸・高台部の革新、地域連携軸の形成を三位一体で展開する取組など総合的かつ効果的な施策の推進
- ・地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進

2 区分別の措置

(1) 基本方針別の措置

● 「県民の安全・安心」を実現する県土利用

- ・既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等の津波対策「静岡モデル防潮堤」の整備や津波避難マウンド等の整備
- ・風水害、土砂災害等による災害を予防する施設整備と適切な維持管理の推進
- ・流域のあらゆる関係者が主体的に取り組む「流域治水」の考えに基づいた、水災害治水対策の取組の推進
- ・より安全な地域への居住等の誘導等に向け、関係法令に基づき土地利用制限を行う規制区域の指定
- ・被災時の避難地や避難路となる公園・緑地・街路等を活用したオープンスペースの確保と住宅・建築物の耐震化の促進

● 持続的な成長の実現に向けた県土利用

- ・「産業団地整備の長期目標」の達成に向け、市町と連携した工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地を確保
- ・生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」により、多様なライフスタイルを実現する居住空間を創出
- ・空き家バンク等の活用や中古住宅の市場整備の推進による既存住宅ストック等の有効活用と危険な空き家対策の促進
- ・担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けた農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化
- ・森林施業の集約化等により低コストで生産性の高い森林経営の促進と持続可能な森林経営を支援する森林認証の取得促進

● 景観や自然環境に配慮した県土利用

- ・茶園等の美しい景観の後世への継承と、地域の歴史や文化に根ざした良好な景観の形成・保全
- ・牧之原茶園、伊豆半島などの広域景観の形成・保全と、美しく魅力あるまちなみ景観、水辺空間等の保全・再生・創出
- ・里地里山や里海では、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動とともに、「日本型直接支払制度」、「森の力再生事業」の推進により、多面的機能の発揮の確保
- ・絶滅のおそれがある野生動植物生息・生育地域等の保全や外来動植物対策、鳥獣害対策等による生物多様性の確保

(2) 地域別の措置

地域別	必要な措置の概要
伊豆半島	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆半島ジオパーク、世界遺産韮山反射炉等の世界水準の地域資源を活用した観光交流人口拡大への取組の促進と、屋外広告の規制強化等による広域景観の形成 ・伊豆半島地域の道路網の背骨となる伊豆縦貫自動車道や肋骨となるアクセス道路等の整備など、交流の拡大に向けた交通ネットワークの構築 ・公共交通の維持や確保等に不可欠な設備整備及び公共交通網の再編に取り組む市町や交通事業者への支援
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・C N F等の新分野への進出、医療健康関連産業の集積などの地域の持つ優位性や、新東名高速道路の御殿場以東の開通も見据えた企業立地の促進 ・首都圏への通勤を続けながら生活と自然が調和するゆとりある暮らし等を実現する二地域居住や移住・定住の促進 ・静岡・山梨・神奈川による富士箱根伊豆地域の広域課題への対応や、「環富士山」の交流拡大を見据えた山梨県との広域連携施策の推進
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、清水港の船舶の大型化に対応した港湾機能の整備や、防災力の強化を促進 ・東西軸・南北軸の結節点となる立地の優位性を活かし、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野の企業立地の促進 ・リニア中央新幹線の整備と、山梨・長野県、関係市町との連携による大井川の水資源及び南アルプスの豊かな自然環境の保全との両立
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車産業、航空関連産業など、県境を越えて広域的に集積する産業分野への地域企業の参入を促進 ・天竜川上流部の豊かな森林や、浜名湖等の豊かな自然と景観の保全と交流人口の拡大 ・愛知県・長野県とも連携した三遠南信自動車道の整備など、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの構築